

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

資料2-2

旧頁	旧	新	備考																
<p>P5 第1章 第3節 地震発生後の避難行動</p>	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 地震災害等における避難勧告等 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="329 478 1424 1472"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 478 519 541">勧告等の種類</th> <th data-bbox="519 478 1424 541">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 541 519 724"> 避難準備・高齢者等避難開始 (※1) </td> <td data-bbox="519 541 1424 724"> ○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の変状が確認された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 724 519 1136"> 避難勧告 (※2) </td> <td data-bbox="519 724 1424 1136"> ○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1136 519 1472"> 避難指示(緊急) (※3) </td> <td data-bbox="519 1136 1424 1472"> ○防災重点ため池（※4）において、次のような事象が確認された場合 ・堤体（土手）の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体（土手）の決壊が確認された場合 ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 避難準備・高齢者等避難開始：高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始し、その他の者は家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始することを促す行為である。</p> <p>※2 避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※3 避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。</p> <p align="center">（資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照）</p>	勧告等の種類	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始 (※1)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の変状が確認された場合	避難 勧告 (※2)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	避難指示(緊急) (※3)	○防災重点ため池（※4）において、次のような事象が確認された場合 ・堤体（土手）の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体（土手）の決壊が確認された場合 ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 地震災害等における避難情報 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1489 478 2585 1472"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 478 1679 541">情報の種類</th> <th data-bbox="1679 478 2585 541">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 541 1679 724"> 高齢者等避難 (※1) </td> <td data-bbox="1679 541 2585 724"> ○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の変状が確認された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 724 1679 1136"> 避難指示 (※2) </td> <td data-bbox="1679 724 2585 1136"> ○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1136 1679 1472"> 緊急安全確保 (※3) </td> <td data-bbox="1679 1136 2585 1472"> ○防災重点ため池（※4）において、次のような事象が確認された場合 ・堤体（土手）の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体（土手）の決壊が確認された場合 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者等避難：高齢者や障害者など、避難に時間を要する人がいることを考慮し、災害が発生するおそれがある状況で発令する情報。</p> <p>※2 避難指示：災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>※3 緊急安全確保：災害が発生または切迫している状況で発令する情報。「立退き避難」を行うことがかえって危険であり、避難行動の変容を特に促したい場合に発令するもの。この段階で避難が完了していない居住者等は、直ちに身の安全を確保するため、その時点でいる場所より相対的に安全な場所に移動する必要がある。</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。</p> <p align="center">（資料6-17「防災重点ため池一覧」参照）</p>	情報の種類	発令基準	高齢者等避難 (※1)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の変状が確認された場合	避難 指示 (※2)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	緊急安全確保 (※3)	○防災重点ため池（※4）において、次のような事象が確認された場合 ・堤体（土手）の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体（土手）の決壊が確認された場合 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき	<p>避難情報の名称と発令基準の変更</p>
勧告等の種類	発令基準																		
避難準備・高齢者等避難開始 (※1)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の変状が確認された場合																		
避難 勧告 (※2)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき																		
避難指示(緊急) (※3)	○防災重点ため池（※4）において、次のような事象が確認された場合 ・堤体（土手）の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体（土手）の決壊が確認された場合 ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき																		
情報の種類	発令基準																		
高齢者等避難 (※1)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の変状が確認された場合																		
避難 指示 (※2)	○防災重点ため池（※4）において、堤体（土手）の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき																		
緊急安全確保 (※3)	○防災重点ため池（※4）において、次のような事象が確認された場合 ・堤体（土手）の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体（土手）の決壊が確認された場合 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき																		

旧頁	旧	新	備考																
P47 第2章 第4節 避難勧告等の実施	1. 避難勧告等の実施 〔災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部〕 (1) 避難勧告等の区分及び発令基準 避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。 <table border="1" data-bbox="332 390 1424 1381"> <thead> <tr> <th>勧告等の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 (※1)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>避難勧告 (※2)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急) (※3)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 避難準備・高齢者等避難開始：高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始し、その他の者は家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始することを促す行為である。</p> <p>※2 避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※3 避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。</p> <p align="center">(資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p>	勧告等の種類	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始 (※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合	避難勧告 (※2)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	避難指示(緊急) (※3)	○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	1. 避難情報の発令 〔災対本部事務局、 <u>経済部</u> 、都市整備部、消防部、区本部〕 (1) 避難情報の区分及び発令基準 避難情報の発令は、次の区分により実施する。 <table border="1" data-bbox="1495 390 2582 1381"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難 (※1)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (※2)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保 (※3)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者等避難：高齢者や障害者など、避難に時間を要する人がいることを考慮し、災害が発生するおそれがある状況で発令する情報。</p> <p>※2 避難指示：災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>※3 緊急安全確保：災害が発生または切迫している状況で発令する情報。「立退き避難」を行うことがかえって危険であり、避難行動の変容を特に促したい場合に発令するもの。この段階で避難が完了していない居住者等は、直ちに身の安全を確保するため、その時点でいる場所より相対的に安全な場所に移動する必要がある。</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。</p> <p align="center"><u>(資料6-17「防災重点ため池一覧」参照)</u></p>	情報の種類	発令基準	高齢者等避難 (※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合	避難指示 (※2)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	緊急安全確保 (※3)	○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき	避難情報の名称と発令基準の変更 (以降も同様)
勧告等の種類	発令基準																		
避難準備・高齢者等避難開始 (※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合																		
避難勧告 (※2)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき																		
避難指示(緊急) (※3)	○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき																		
情報の種類	発令基準																		
高齢者等避難 (※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合																		
避難指示 (※2)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき																		
緊急安全確保 (※3)	○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき																		

旧頁	旧	新	備考
	<p>(2) 実施責任者</p> <p>避難勧告等の発令は、都市整備部、消防部及び区本部等からの情報に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項）</p> <p>①副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）</p> <p>②消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難勧告等を発令することができる。</p> <p>③区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者による避難勧告等の発令を待ついとまがない場合、避難勧告等を発令することができる。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達</p> <p>市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア 伝達の手段</p> <p>①報道機関との連携</p> <p>テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示（緊急）を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(2) 実施責任者</p> <p>避難情報の発令は、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部及び区本部等からの情報に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項）</p> <p>①副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）</p> <p>②消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難情報を発令することができる。</p> <p>③区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者による避難情報の発令を待ついとまがない場合、避難情報を発令することができる。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 避難情報の伝達</p> <p>市長が避難情報を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難情報を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア 伝達の手段</p> <p>①報道機関との連携</p> <p>テレビのデータ放送などにより避難情報を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>（以下略）</p>	

旧頁	旧	新	備考																								
P61 第2章 第5節 避難指示 (緊急)の 実施	<p>4. 避難指示(緊急)の実施 [災対本部事務局、消防部、区本部]</p> <p>(1) 避難指示(緊急)の区分及び発令基準 津波警報等の発表時における避難指示(緊急)の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="359 394 1397 705"> <thead> <tr> <th>警報等種別</th> <th>発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示(緊急)</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示(緊急)を発令する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難指示(緊急)</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難指示(緊急)を発令する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示(緊急)</td> <td>海岸線及び河口に対して直ちに避難指示(緊急)を発令する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波避難エリアⅠ及びⅡとは、津波からの避難の手引き(暫定版)に示されるエリアをいう。 ※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)</p>	警報等種別	発令種別	区 域	大津波警報	避難指示 (緊急)	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示 (緊急) を発令する。	津波警報	避難指示 (緊急)	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難指示 (緊急) を発令する。	津波注意報	避難指示 (緊急)	海岸線及び河口に対して直ちに避難指示 (緊急) を発令する。	<p>4. 避難指示の実施 [災対本部事務局、消防部、区本部]</p> <p>(1) 避難指示の区分及び発令基準 津波警報等の発表時における避難指示の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1516 394 2555 705"> <thead> <tr> <th>警報等種別</th> <th>発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示を発令する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難指示を発令する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示</td> <td>海岸線及び河口に対して直ちに避難指示を発令する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波避難エリアⅠ及びⅡとは、津波からの避難の手引き(暫定版)に示されるエリアをいう。 ※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)</p>	警報等種別	発令種別	区 域	大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示を発令する。	津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難指示を発令する。	津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難指示を発令する。	避難情報の名称 の変更
警報等種別	発令種別	区 域																									
大津波警報	避難指示 (緊急)	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示 (緊急) を発令する。																									
津波警報	避難指示 (緊急)	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難指示 (緊急) を発令する。																									
津波注意報	避難指示 (緊急)	海岸線及び河口に対して直ちに避難指示 (緊急) を発令する。																									
警報等種別	発令種別	区 域																									
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示を発令する。																									
津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難指示を発令する。																									
津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難指示を発令する。																									